1　処分をした年月日　平成28年８月31日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　酒井　　昇　一級建築士　第157207号
3　処分の内容　戒告
4　処分の原因となった事実　神奈川県内の建築物（１物件（建築確認：平成25年５月））について、株式会社山根工務店一級建築士事務所（神奈川県知事登録第78号）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第36条の規定に基づく建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第９項の規定に違反する設計（階段の部分について、当該部分とその他の部分とを耐火構造の床若しくは壁又は法第２条第９号の２ロに規定する防火設備で区画しなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 28 年９月 26 日
近畿地方整備局長　池田　豊人
1　処分をした年月日　平成28年８月31日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　上田　　進　一級建築士　第204672号
3　処分の内容　戒告
4　処分の原因となった事実　大阪府内の建築物（１物件（建築確認：平成25年７月））について、株式会社慧設計事務所（大阪府知事登録(ハ)第18322号）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第56条第１項の規定に違反する設計（建築物の各部分の高さは、第１種中高層住居専用地域で、容積率の限度が10分の20以下の場合で、前面道路の反対側の境界線から当該建築物の後退距離に相当する距離だけ外側の線からの水平距離が20m以下の範囲内においては、当該部分から前面道路の反対側の境界線から当該建築物の後退距離に相当する距離だけ外側の線までの水平距離に1.25を乗じて得たもの以下としなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 28 年９月 26 日
近畿地方整備局長　池田　豊人
1　処分をした年月日　平成28年８月31日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　山根　博文　一級建築士　第315930号
3　処分の内容　戒告
4　処分の原因となった事実　兵庫県内の建築物（１物件（建築確認：平成26年５月））について、山根博文建築設計事務所（兵庫県知事登録第01Ａ02162号）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第58条の規定に違反する設計（神戸市都市計画第１種高度地区において、建築物の各部分の高さは、当該部分から隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに５ｍを加えたもの以下としなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計）を行った。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第８９７号
埼玉県白岡市白岡771番地１　グランラフィネ201、旧住所千葉県市川市新田１丁目16番24号
債務者　山崎　　登
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　　仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月12日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０２３号
さいたま市緑区東浦和７丁目２番地11　404号
債務者　花野　勝久
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　龍　由紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月５日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１８５７号
神奈川県綾瀬市寺尾中４丁目20番１号
債務者　菊池　　徹
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　直大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６７号
鹿児島県出水市汐見町860－６　グレイハイツ102号、住民票上の住所鹿児島県伊佐市大口針持2174番地
債務者　佐土原桜茂
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒沢佐和美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月６日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第１３９２号
北海道北広島市西の里842番地14
債務者　久保　真澄
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋田　幸典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月７日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５６号
鹿児島県志布志市有明町伊崎田9089番地
債務者　大森　幸江
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　幸一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月７日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第１３１号
京都市南区上鳥羽苗代町２番地　レッドボールコート上鳥羽202号室
債務者　丸山　　誠
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩野　悠子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月８日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第４５４号
静岡県榛原郡吉田町住吉5486番地
債務者　三輪　安功
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茨木　祥人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４５５号
静岡県榛原郡吉田町住吉5486番地
債務者　三輪かづゑ
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茨木　祥人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４５６号
静岡県榛原郡吉田町住吉5486番地
債務者　三輪やえ子
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茨木　祥人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
静岡地方裁判所民事第２部